

令和2年7月20日

保護者様

上越市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業等の基準について（通知）

新型コロナウイルス感染について、再び全国的な感染拡大が注視されています。上越市内においても、新たに新型コロナウイルス感染者の報告があり、今後、市内の感染拡大が懸念されるところです。つきましては、新型コロナウイルス感染に伴う臨時休業等について、下記のとおり基準を設けましたのでお知らせします。

記

1 上越市における幼稚園・小中学校・放課後児童クラブの休業等の基準について

○当該園児・児童・生徒・教職員について

	症状あり（※1）	濃厚接触者に特定（※3）	感染が判明
園児児童生徒・教職員 (以下児童生徒等) 本人	自宅で休養（※2）	原則として 2週間登校しない（※4）	治癒するまで登校しない

○当該園児・児童・生徒・教職員の在籍する学級、学校等について

	児童生徒等に 症状あり（※1）	児童生徒等が濃厚接 触者に特定（※3）	児童生徒等に感染が判明
当該児童生徒等の在籍 する学級等	学級閉鎖としない	学級閉鎖としない	2週間を目安に学級閉鎖 (※5)
当該児童生徒等の在籍 する学校	休業しない	休業しない	いったん臨時休業 その後、保健所等と相談 し、適宜再開（※5）
周辺の学校	休業しない	休業しない	休業しない（※6）
当該児童・職員の在籍 する放課後児童クラブ	休業しない	休業しない	2週間を目安に閉鎖
周辺の放課後児童クラ ブ	休業しない	休業しない	休業しない（※6）

※1：発熱をはじめ、咳、のどの痛み、倦怠感などのかぜの症状。

※2：「出席停止・忌引等の日数」として扱うことが可能。

※3：感染者と濃厚な接触があったと保健所が判断した者、及び同居する者の感染が判明した児童生徒、教職員も同様に取り扱う。（医師の勧めや本人の意思で検査を受け陰性になった者は除く）

※4：学校保健安全法に基づく「出席停止」とし、感染者と最後に接触した日から2週間。

※5：感染した児童生徒及び教職員が授業やスクールバスでの通学等において、他の学級・学年の児童生徒・教職員との濃厚接触が疑われる場合は、当該学級だけでなく、2週間を目安に学年閉鎖及び臨時休業とする。

※6：感染した児童生徒及び教職員の感染経路（部活動の大会、習い事）や活動範囲、地域の感染拡大状況を考慮し、健康づくり推進課や保健所等と十分に協議の上、感染者が発生していない学校や放課後児童クラブをいったん休業・閉鎖する場合もあり得る。

2 ご家庭での協力について

(1) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめの防止について

各校園においては、新型コロナウイルスは、注意していてもだれもが感染し得る感染症であること、感染者は感染したことにより心身ともに苦しい状況であることを踏まえ、更なる感染予防に徹することが大事であり、感染者探しや感染者及び医療従事者やその家族への誹謗中傷は厳に慎むことについて、児童生徒に指導しているところです。各ご家庭におきましても、ご理解とご協力をお願いします。

(2) 感染防止に向けた取組について

- ・登校・登園する際は、登校・登園前に健康観察を行ってください。
- ・発熱（37℃以上を目安）や咳、のどの痛み、倦怠感などのかぜの症状がある場合は、登校・登園を控え、その旨を学校・園にお伝えください。
- ・症状が悪化した場合には、「帰国者・接触者相談センター」またはかかりつけ医に相談の上、受診してください。ただし、基礎疾患等のある人の場合は、より早期・適切な受診をお願いします。
- ・感染症対策のために学校・園でのマスクの着用をお願いします。また、基本的に外出時のマスク着用もお願いします。※熱中症防止への配慮をお願いします。
- ・ご家庭でも、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いの徹底をお願いします。

【担当】 学校教育課
電 話 025-545-9244
宮川 野田